

監査報告書

私ども監事は、地方独立行政法人法第13条第4項の規定に基づき、地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター（以下「センター」という。）の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第8期事業年度の業務について監査を実施し、協議のうえ、本監査報告書を作成したので、以下のとおり報告いたします。

1 監査の方法の概要

監事は、一般に認められた監査手続に従い、理事会に出席するほか、役員（監事を除く。以下同じ。）等から事業の報告を聴取し、重要な決裁書類を閲覧し、事務局等において業務及び財産の状況を調査しました。また、会計監査人から報告及び説明を受け、財務諸表、事業報告書及び決算報告書について検討を加えました。

2 監査の結果

- (1) 財務諸表（利益の処分に関する書類を除く。）は、当法人の財政状態、運営状況、キャッシュフローの状況及び行政サービス実施コストの状況を適正に示していると認めます。
- (2) 損失の処理に関する書類は、法令に適合していると認めます。
- (3) 事業報告書は、当センターの業務運営の状況を正しく示していると認めます。
- (4) 決算報告書は、当センターの予算区分に従って決算の状況を正しく示していると認めます。
- (5) 役員の職務執行に関し、不正の行為または法令もしくは規程に違反する重大な事実は認められません。
- (6) 会計監査人である新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

平成29年6月28日

地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター

監事

中町 誠



監事

鵜川 正樹



平成29年度 定期監事監査概要説明書

1 監査結果の概要

重大な不正や法令違反は認められず、概ね適正に管理・運営が行われている。また、法人が抱える諸課題について改善に向けた取り組みがなされている。

2 是正または改善要望事項

【業務運営に関するもの】

① 労働時間の管理について

昨今、長時間労働が大きな社会問題となっている。センターにおいても、適正な労働時間の把握・管理を行うためのシステム、チェック体制の整備等について再検討し、長時間労働が発生しにくい職場風土の改革に努められたい。

② 人事管理について

労災事故については、事故防止に向けた徹底的な原因究明を行い、労災事故の根絶に向けた一層の取り組みをお願いしたい。

また、年次有給休暇については、取得率が低いことから、改善に向けた効果的な取り組みを行い、取得しやすい職場環境の整備に努められたい。

【財務会計に関するもの】

① 財務業績について

センターにおいては、新施設建設及び機器購入の財源を自己収入で賄っているため、収入は伸びているものの、減価償却費の計上等により、損益では黒字になりにくい傾向がある。したがって、財務業績の評価においては、損益のみならず、予算との比較、病床利用率や研究成果などの業務実績を統合したかたちで評価・報告することが必要である。

資金ベースでは東京都へ借入金を返済してもなお現預金が増えている状況にあるので、安全で効率的な資金運用に留意されたい。また、将来の機器更新や建物の大規模修繕に備え、更新計画等の検証を行うとともに、運営費交付金の算定においても施設更新のあり方を含め丁寧に協議することで、センターの持続的な経営に努められたい。

平成29年6月28日

地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター

監事

中町 誠 

監事

鶴川 正樹 